

1 基本的な考え方

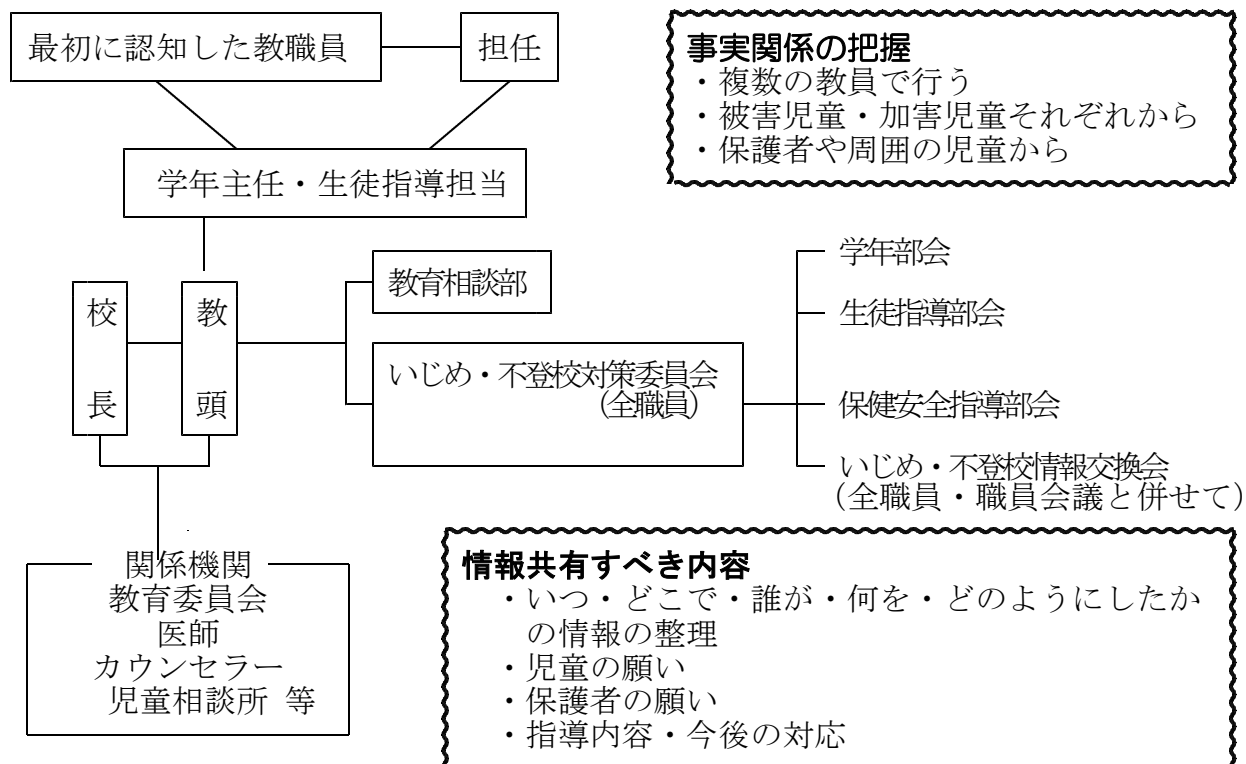
いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

国立教育政策研究所が1998年から継続して行っているいじめ追跡調査によると、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験していると結果が出た。また、どの調査結果も、多少の増減はあるものの、いじめの件数や内容は似たような値を示し続けてきた。このことから、児童の集団の中では、いじめという問題がいつ起きても不思議ではない、若しくは、いつも起きている可能性があり、簡単に減らすことのできない問題だと言える。それを踏まえた上でいじめの問題と向き合い、児童の些細な変化を見逃さないよう生徒指導に取り組んでいく必要がある。

そのために、教師と児童、児童同士の間関係をなくし、誰もがお互いに信頼し、協力し合える対等な人間関係をつくる。そのために、以下の3点に重点的に取り組む。

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) すべての児童が、楽しく安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止及び解消について組織的に取り組む。
- (3) いじめは許されないものであり、いじめが認知された場合は、表面的・形式的に対応するのではなく、いじめられた児童の立場に立って対応していく。

2 組織について



3 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア お互いのよいところを見つけるなどの活動を取り入れ、児童同士が認め合う場面を増やし、自己肯定感を高める。
- イ 道徳の時間で、自他を大切にすることを育成する。ネット上でのいじめもあるため、ネットモラルについても学年に応じた指導を行う。

- ウ 朝の会・帰りの会で、児童一人一人の表情・態度をよく観察し、表情がいつもと違うなど、気になる子には積極的に声をかける。
- エ 学年通信・保健だよりなどで、いじめ対策の特集記事を掲載し、いじめ予防やいじめの早期発見についての情報を保護者にも知らせる。
- オ いじめを生まない学級づくりをテーマに学級会を開き、児童の人権意識を高める。
- カ 児童会（運営委員会）の活動として、児童集会などで「いじめ防止」や「人権」をテーマにした会を催す。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 日常の児童観察、家庭からの連絡帳や電話などから、いじめにつながる情報については、学年主任・生徒指導担当・教務主任・教頭に連絡をし、早期に対応する。
特に、児童観察については、いじめの様態には以下のようなものがあることを理解して、観察をしていく。

【 いじめと考えられる様態 】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- イ 生徒指導情報交換会を毎月開催し、全職員での情報交換の会を行う。
- ウ 「スマイルトークアンケート」を実施（6・11月）し、それをもとに、全員のスマイルトーク（教育相談）を行う（6・11月）。
- エ いじめ防止のためのチェックリストを作成・共有し、全教職員で実施する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、当該学年の職員及び学年主任に報告する。該当児童から、事実を確認し記録する。学年主任は、生徒指導担当・教務主任・教頭に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- イ 臨時いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- ウ いじめ・不登校対策委員会の協議の結果を受けて、校長・教頭・教務主任・生徒指導担当を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
- エ 被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか継続して確認する。

4 重大事態への対応について

- (1) 速やかに犬山市教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 調査結果を犬山市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直しについて

- (1) P D C A サイクルで毎年見直しを行い、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会できいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 毎月の月初めに前月のいじめ認知に関する報告書を市教育委員会に提出する。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、学校ホームページに掲載する。